

文教建設委員会審査報告

議案名 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

概要 下小針中島二丁目の一部の区域に、建築物の制限を定めるもので、物品の製造又はその研究開発用の施設、物流施設、巡査派出所が建築可能である。

委員会での質疑

Q この条例改正の目的は。

A この区域は市街化調整区域だが、工場があった場所であり、今後新たな建築物が建築される可能性が高い。

周辺は、住宅、学校、保育園があり、一定の建築制限をかける必要がある。条例を定めることにより、条例に適合しない場合は建築の許可をしないこともでき、地区計画の実行性を確保するものである。

Q 市街化調整区域内に地区計画は何か所あるのか。

A 3地区（本庄地区計画、大草地内の東部地区計画及び大草壇之上地区計画）である。

結果 全員一致 可決



議案名 尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業施行条例

概要 本庄地区のうち約25.4ヘクタールを施行地区とし、事業に要する費用、保留地の処分方法、土地区画整理審議会の設置等を定めるものです。

委員会での質疑

Q 事業計画決定はいつ頃か。

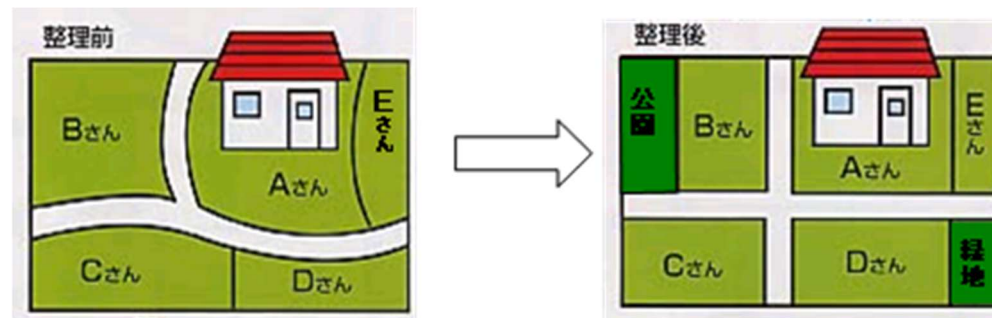
A 事業計画案について、利害関係者から愛知県知事に対し、意見書が2件提出された。

7月に開催予定の愛知県都市計画審議会で意見書の内容が審査され、事業計画決定は秋ごろの見込み

Q 審議会委員の定数が10人である理由は。

A 土地区画整理法施行令において、50ヘクタール未満の施工地区の場合、定数が10人となっている。

結果 全員一致 可決



議案名 新小牧市立図書館建設審議会条例を廃止する条例

概要 新図書館建設の調査及び審議をするために設置された審議会を廃止するもの

委員会での質疑

Q 審議会から2017年2月8日に答申が出され、4年経過しているが、条例を廃止するのが今となった理由は。

A 建設が完了するまでは、何らかの諮問があるかもしれないということもあり、今まで存続をしていた。

結果 全員一致 可決

